

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和3年9月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、患者家庭の医療費の負担軽減を図る事を目的として、医療費の給付を行う。</p> <p>郡山市は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務に関し、児童福祉法及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年郡山市条例第81号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病医療費支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に関する事務 ・小児慢性特定疾病医療費支給に関する事務 ・医療受給者証に関する事務 ・小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更に関する事務 ・小児慢性特定疾病医療費支給認定の取消しに関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	福祉総合システム 中間サーバー 共通基盤システム 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の7の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会> 番号法第19条第8号、別表第2の9の項</p> <p><情報提供> 番号法第19条第8号、別表第2の26の項、56の2の項及び87の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部こども家庭支援課
②所属長の役職名	こども家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 963-8601 郡山市朝日一丁目2番7号 受付窓口 政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 024-924-3511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号 受付窓口 こども部こども家庭支援課 024-924-3691

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5-②所属長	こども支援課長 滝田 昌宏	こども支援課長	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	I-7請求先	郵便番号 963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口 政策開発部ソーシャルメディア推進課(市政情報センター) 024-924-3511	郵便番号 963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口 政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 024-924-3511	事後	組織改編のため
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	IVリスク対策 1～9の項目を追加	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	II-1いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成31年5月16日時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月28日	II-2いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成31年5月16日時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和3年9月1日	I-1-③システムの名称		福祉総合システムを追加	事後	システム利用に伴い追加
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号、別表第2の9の項 <情報提供> 番号法第19条第7号、別表第2の26の項、56の2の項及び87の項	<情報照会> 番号法第19条第8号、別表第2の9の項 <情報提供> 番号法第19条第8号、別表第2の26の項、56の2の項及び87の項	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	I-5-①部署	こども部こども支援課	こども部こども家庭支援課	事後	組織改編のため変更
令和3年9月1日	I-5-②所属長の役職名	こども支援課長	こども家庭支援課長	事後	組織改編のため変更
令和3年9月1日	I-8連絡先	郵便番号 963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号 受付窓口 こども部こども支援課 024-924-3691	郵便番号 963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号 受付窓口 こども部こども家庭支援課 024-924-3691	事後	組織改編のため変更
令和3年9月1日	II-1いつの時点の計数か	令和1年5月16日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	見直しによる修正
令和3年9月1日	II-2いつの時点の計数か	令和1年5月16日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	見直しによる修正